

府中市立学校における
医療的ケアの実施に関するガイドライン

令和5年6月
府中市教育委員会

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、学校に在籍する、日常生活及び社会生活を営むために人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引その他の医療行為が恒常的に必要な児童・生徒（医療的ケア児）が増加するとともに、その実態も多様化しており、医療的ケア児やその家族が個々の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

府中市における医療的ケア児の対応については、国の動向を見据えつつ検討や試行を重ね、他の自治体に先駆けて、学校に看護師や合理的配慮支援員を配置するなど、校内の体制整備を図ってまいりました。

そのようななか、文部科学省は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（平成31年3月20日付30文科初第1769号初等中等教育局長通知）」により、喀痰吸引や経管栄養以外の医療的ケアを含め、小学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について示しました。また、令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、同年9月に施行されました。この法律では、各地方公共団体は、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することに加え、学校の設置者は、設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有することが求められています。

今般、これらの状況を踏まえ、府中市立小・中学校における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、小・中学校や教育委員会、その他関係機関の役割等を示すため、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインに基づき、教育委員会を中心に学校、保護者、医療機関等の関係者が連携して対応することで、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族が安心して子供を育てることが出来る社会の実現に向けて取り組んでまいります。

府中市教育委員会

目 次

I 学校における医療的ケア

1	学校で行うことができる医療的ケア	1
2	対象者	1
3	実施に関する基本方針	1
4	実施の決定	2
5	医療的ケアの内容	2

II 医療的ケア実施体制の構築

1	医療的ケアの実施に向けた役割	3
2	関係機関との連携	4
3	緊急時の対応	5

III 医療的ケア実施上の手続き

1	新規の手続き	6
2	継続・変更の手続き	6
3	終了の手続き	6

(参考)	医療的ケア実施までの基本的な流れ	7
------	------------------	---

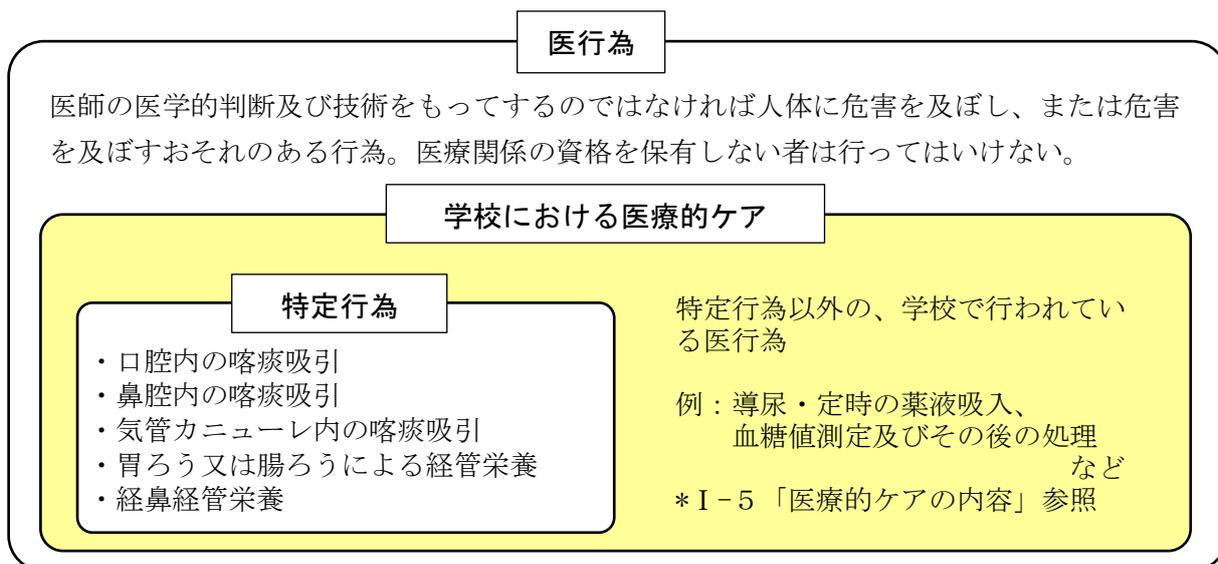
I 学校における医療的ケア

1 学校で行うことができる医療的ケア

本ガイドラインにおいて医療的ケアとは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為とする。治療行為として実施する医行為とは区別している。医行為は、医師や看護師等（准看護師を含む。）の免許をもたない者は行ってはならないとされており、市立学校において、医療的ケアは全て看護師等が実施する。

実施に当たっては、児童・生徒の個別の実態や、各学校の置かれた環境を踏まえるとともに、児童・生徒の安全を第一に考えながら、主治医の医療的判断に基づくものとする。

なお、児童・生徒の状況によっては、実施が可能な項目であっても個別性が高く、一律に実施できない場合があることに留意すること。



※ 特定行為以外の医行為については、個々の児童・生徒の状態に照らしてその安全性を判断しながら、対応の可能性を検討する。その際には主治医又は医療的ケア指導医、学校医や学校配置の看護師等を含む学校関係者において慎重に判断する。

2 対象者

保護者から依頼があった児童・生徒のうち、府中市教育委員会が設置する医療的ケア運営協議会の協議を経て、教育委員会が学校の環境や受入れ体制等に鑑みて総合的に判断し、認められた児童・生徒とする。

3 実施に関する基本方針

医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点を持ち、以下の方針に沿って医療的ケアを実施する。

- (1) 疾患が相対的に安定した後の状態に対応して行われるものであり、必要性については、主治医や学校関係者の意見を参考に慎重に判断する。
- (2) 対応に当たっては、保護者からの依頼に基づき、主治医の具体的な指示と許可を得た後、必要な手続きを経て行う。
- (3) 主治医からの指導・助言により学校に配置された看護師等が対応する。

- (4) 医療資格者の指導・助言及び援助が受けられる体制を整備する。
- (5) 実施に当たり、学校は、看護師等との協議を基に個別マニュアルを作成し、そのマニュアルにより行う。
- (6) 医療的ケアの実施記録をとる。

4 実施の決定

- (1) 医療的ケアの実施決定は、保護者の依頼に基づき、医療的ケア実施上の手続きを進め、最終決定は教育委員会が行う。
- (2) 医療的ケア実施の適否を判断する場合、必要に応じて教育委員会は主治医や学校関係者の意見を参考にする。

5 医療的ケアの内容

実施項目	実施することができる内容	
①吸引	口腔内 又は鼻腔内	咽頭より手前
		咽頭より奥
	エアウェイ内 ※1	
	気管切開部	カニューレ内
カニューレより先		
②経管栄養	経鼻胃管	滴下での注入（ポンプ使用を含む。）
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む。）
	胃ろう	滴下での注入（ポンプ使用を含む。）
		半固形化栄養剤のシリンジ注入 ※2
		液体栄養剤のシリンジ注入（トロミ付きを含む。） ※3
		初期食のシリンジ注入 ※4
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む。）
	腸ろう	滴下での注入（ポンプ使用を含む。）
		水分のシリンジでの注入（トロミ付きを含む。）
	口腔ネラトン法	
③導尿	導尿	
④エアウェイの管理	経鼻エアウェイの挿入・抜去	
	経鼻エアウェイの管理	
⑤定時の薬液の注入	定時の薬液の注入	
⑥気管切開部の 衛生管理	気管切開部の衛生管理	
⑦胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	胃ろう又は腸ろう部の衛生管理	
⑧日常的酸素管理	作動状況の確認	
⑨非侵襲的（マスク式）腸圧換気療法	作動状況の確認及び緊急時の対応	
⑩気管切開下における人工呼吸器の管理	人工呼吸器の作動状況の確認及び緊急時の対応 ※5	
⑪血糖値測定及びその後の処置	血糖値測定及びその後の処置 ※6	

※1 吸引の際、エアウェイが咽頭奥に入ることがない場合に限る

※2 市販もしくは処方された半固形化した栄養剤を注入する。

※3 液体栄養剤にトロミ剤を使用し、半固形化した栄養剤も注入できるものとする。

※4 保護者の用意する初期食を実施対象とする。

※5 緊急時の対応には、アンビューパックを使用した心肺蘇生等を含む。

※6 衛生面での管理が可能な特定の場所（保健室等）で実施することが望ましい。その後の処置にはインスリンの注射を含む。

II 医療的ケア実施体制の構築

1 医療的ケアの実施に向けた役割

(1) 教育委員会

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者（学校、主治医、保護者等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講じる。

- ① 医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- ② 教育、医療、保健及び福祉などの関係部局や機関を委員とする医療的ケア運営協議会の設置・運営
- ③ 緊急時の対応指針の制定、学校と医師及び医療機関の連携協力の支援
- ④ 保護者との協議
- ⑤ 看護師等の配置及び配置に係る予算確保
- ⑥ 医療的ケア実施事例及びインシデント（事故に至る危険があった出来事）・アクシデント（思わぬ事故）等の事例把握と分析、対応策の検討
- ⑦ 医療的ケアに係る学校への指導・助言
- ⑧ 新たに対応を求められる医療的ケアの取り扱いの検討

(2) 学校の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応が図られるよう、看護師等を中心に教職員等が協力できる体制を構築する。また、医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委員会・主治医・学校医・保護者等との連携を密にとって、医療的ケア児の安全確保に努める。さらに、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図り実施する。

- ① 学校医療的ケア実施要領の策定
- ② 医療的ケア安全委員会の設置による医療的ケアの校内実施体制の整備
- ③ 各教職員の役割の明確化
- ④ 保護者、医療機関等との連携体制の構築
- ⑤ 緊急時・災害時の体制整備
- ⑥ 看護師等との連携

(3) 主治医の役割

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び学校の状況に基づいて、医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）を作成する。また、医療的ケア個別マニュアル（様式7）等への指導を行うものとする。

- ① 医療的ケア児の状態や学校の状況等を踏まえた、医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）の作成
- ② 看護師等への指導
- ③ 緊急時対応（医療的ケア個別マニュアル（様式7））に係る指導
- ④ 教育委員会及び学校との連携
- ⑤ 保護者への説明

(4) 看護師等の役割

看護師等は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で、医療的ケアを実施する。また、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うため、医療機関等との緊密な連携が不可欠であることから、緊急時の体制整備についても学校に協力する。

- ① 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- ② 医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）に基づく医療的ケアの実施
- ③ 学校及び保護者との連携
- ④ 医療的ケアの記録・管理・報告（医療的ケア実施票（参考様式）の作成）
- ⑤ 医療的ケア児に係る緊急時対応を含む医療的ケア個別マニュアル（様式7）の作成

(5) 保護者の役割

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、看護師等に医療的ケア児の健康状態を報告・引継ぎを行うなど、適切なケアを受けるために協力する。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行う。

- ① 学校及び主治医との連携
- ② 教育委員会との協議
- ③ 緊急時の対応
- ④ 医療的ケア児の健康状態の報告及び引継ぎ（医療的ケア実施票（参考様式）の記入）
- ⑤ 医療的ケアに必要な医療器具、消耗品、主治医の指示書等の準備
- ⑥ 看護師等の人選（配置に係る予算は教育委員会）

(6) 学校医の役割

学校医は、適宜、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について学校と情報共有し、主治医の作成する医療的ケアの実施に関する情報提供兼指示書（様式4）に基づき、個々の実施に当たっての助言を行う。

- ① 学校が作成する学校医療的ケア実施要領及び医療的ケア個別マニュアル（様式7）の確認及び助言
- ② 学校における医療的ケアの実施状況の確認及び助言
- ③ 緊急時における助言
- ④ 課外活動や宿泊行事等への参加体制についての助言

2 学校における関係機関との連携

(1) 校内における連携

学校において医療的ケアを実施するに当たり、校長を中心として、看護師等、養護教諭、担任等を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図る。

安全に医療的ケアを実施するために、学校医療的ケア実施要領を策定するとともに、医療的ケア安全委員会を設置・運営し、校内において連携協力しながら、それぞれの役割と責任を果たしていく。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する。

(2) 医療機関との連携

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であることから、主治医や学校医との連携を図る。

主治医に医療的ケアに関する指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアに関する情報を提供する。また、医療的ケアの実施後は、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの

実施内容等の情報を取りまとめ報告する。

なお、緊急時における対応のために、学校医等の市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図る。

(3) 保護者との連携

学校での医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠である。

保護者は、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明することで、実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図る。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登録後に健康状態がすぐれない場合等の対応について、保護者とその都度協議し、安全に医療的ケアが実施できるように努める。

(4) 関係校種等との連携

医療的ケアを実施するに当たっては、就学・進学時において情報共有を行い、連続的な支援を行う。保護者の同意に基づき、前籍校種等や就学・進学先の学校等と情報共有を行い、切れ目のない支援へつながるよう、関係校種等と連携する。

3 緊急時の対応

医療的ケアに関する事故が発生した場合、学校は速やかに対応を図るとともに、教育委員会へ報告し、学校と教育委員会が連携して対応する。さらに、事故の再発防止の観点から、関係者における情報共有を十分に行う。

(1) 医療的ケアに関して、対象児童・生徒に事故が発生した場合、校内の緊急体制や医療的ケア個別マニュアル（様式7）に沿って速やかに事態の改善に努める。

なお、主治医が対応できない場合など様々な状況に備えて、学校はあらかじめ主治医や学校医と協議の上、近隣の関係機関から協力機関を定める等、緊急時の体制を整備する。

(2) 事故発生後、学校は、発生時の状況と経過、事故原因、対応状況、結果などをまとめ、医療的ケアに関する事故報告書（様式8）を作成し、教育委員会に必ず提出・報告する。また、必要な体制整備等を見直し、今後の再発防止に努める。

Ⅲ 医療的ケア実施上の手続き

1 新規の手続き

教育委員会は、医療的ケア実施希望のある保護者から連絡を受けた際、以下の手順に沿って手続きを進める。

- (1) 保護者は、医療的ケア実施依頼書（様式1）及び医療的ケア実施同意書（様式2）を記入の上、教育委員会へ提出する。
- (2) 教育委員会は、医療的ケア情報提供兼指示依頼書（様式3）を作成し、保護者を通じて主治医に依頼する。
- (3) 主治医は、医療的ケアに関する情報提供兼指示書（様式4）を作成し、保護者を通じて教育委員会へ提出する。
- (4) 「府中市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、医療的ケア運営協議会において実施の可能性について検討する。
- (5) (1)～(4)の手続きより、「府中市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」に基づき、教育委員会が医療的ケア実施について決定する。
- (6) 教育委員会は、医療的ケア実施適否通知書（様式5）を作成し、保護者へ通知する。
- (7) 教育委員会は、医療的ケア実施通知書（様式6）を作成し、学校長へ通知するとともに、保護者や主治医から提出のあった資料等（様式1～5）の写しを学校長へ提供する。

2 継続・変更の手続き

学校での医療的ケア実施については、児童・生徒の健康状態等を勘案し、毎年度手続きを行う必要がある。また、年度の途中において医療的ケアの内容に変更があった場合にも、同様の手続きが必要となる。

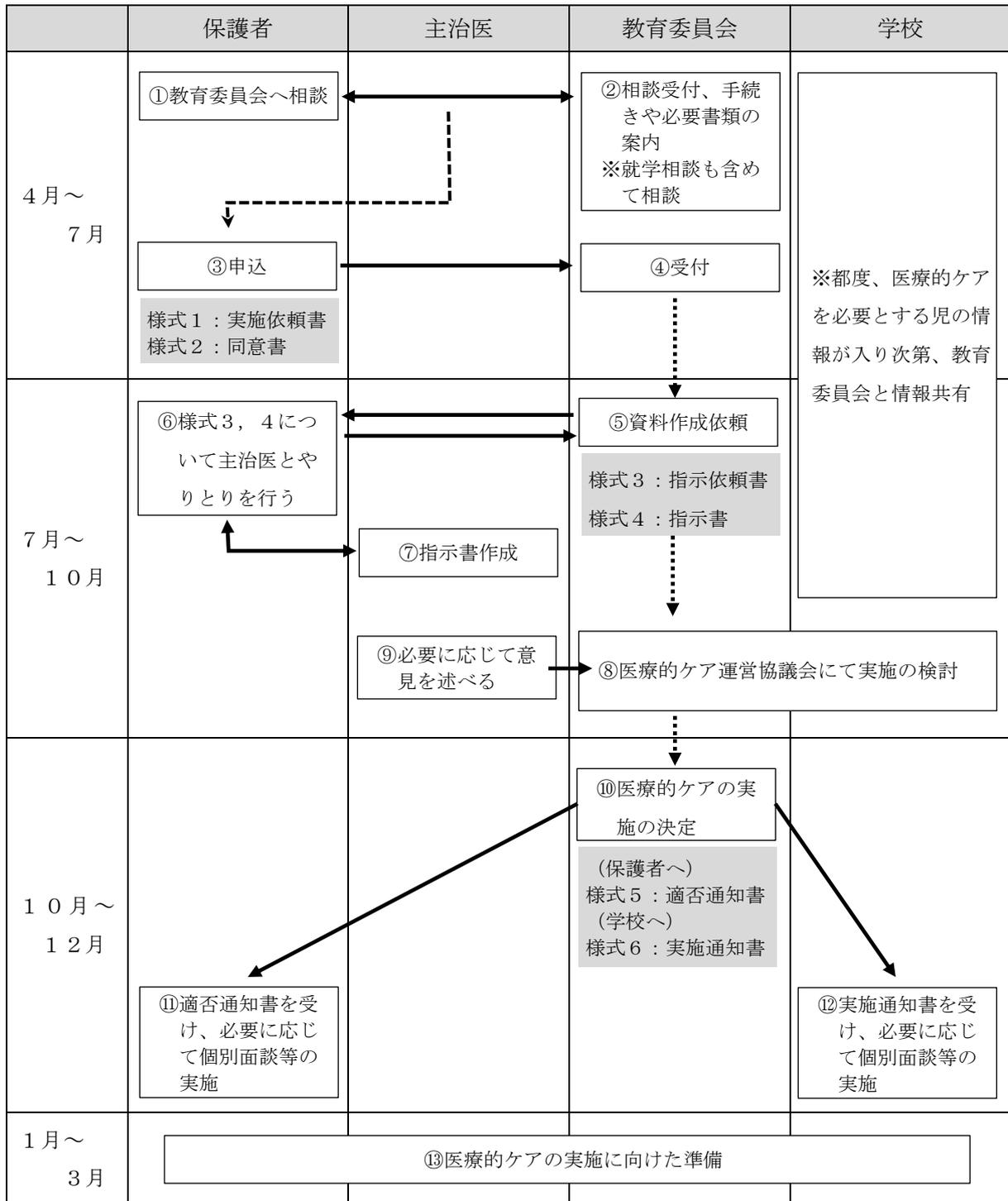
継続・変更の手続きは、「1 新規の手続き」と同じ流れで行う。

3 終了の手続き

医療的ケア実施期間の途中で医療的ケアの実施が終了する場合は、以下の手続きを行う。

- (1) 保護者は、医療的ケア終了に関する届出書（様式9）を作成し、教育委員会へ提出する。
- (2) 教育委員会は、届出書の終了年月日をもって、医療的ケアの実施を終了とする。

(参考) 医療的ケア実施までの基本的な流れ



※②保護者からの相談が特別支援学校への就学相談の場合は、就学相談の流れに準じる。

※⑩実施の適否が「否」である場合は、保護者と面談を実施し、就学相談に切り替える。

※上記の基本的な流れは、「1 新規の手続き」について、医療的ケア児が入学する前年度の流れとして図示したものであり、状況によって異なる場合がある。